

国立大学法人広島大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

- ・ 学長及び監事については、在職期間における業績を勘案し、経営協議会の議を経て、期末手当の支給額を100分の10の範囲内で増減できることとしている。
- ・ 理事については、在職期間における業績を勘案して、勤勉手当の勤務成績割合を決定することとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

改定なし

理事

改定なし

理事(非常勤)

改定なし

監事

改定なし

監事(非常勤)

改定なし

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 19,010	千円 13,620	千円 4,854	千円 535 (通勤手当)			
A理事	千円 15,454	千円 11,004	千円 4,008	千円 441 (通勤手当)			
B理事	千円 15,062	千円 11,004	千円 4,008	千円 49 (通勤手当)		3月31日	
C理事	千円 13,574	千円 9,360	千円 3,223	千円 354 636 (通勤手当) (単身赴任手当)		3月30日	◇
D理事	千円 13,969	千円 10,056	千円 3,864	千円 49 (通勤手当)	4月1日		
E理事	千円 12,642	千円 9,360	千円 3,223	千円 59 (職務付加手当)	4月1日		
F理事	千円 15,269	千円 11,004	千円 3,789	千円 475 (通勤手当)		3月31日	
A監事	千円 12,213	千円 8,688	千円 3,096	千円 428 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 3,852	千円 3,852	千円 0	千円 0 ()			※

- 注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。
注2:「その他(内容)」欄中、「職務付加手当」は本来役員に対して支給する手当ではないが、職員在職期間中に支給されるべきものを追給したため、計上しているものである。
注3:「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人等役員となるために退職し、かつ、引き続き当該独立行政法人等役員として在職する者)であることを示す。
注4:「前職」欄の「※」は、独立行政法人等の退職者(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)の対象法人の退職者)であることを示す。

3 役員退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

- ・ 教育・研究活動の活性化と質的向上及び大学運営に係る人材の有効活用に資するため、教職員給与の適正化を推進し、全学的視点から人件費(人員)管理を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

- ・ 本給表の改正に当たっては、社会一般の情勢を判断する上で、極めて客観性かつ合理性のある国家公務員の俸給表を参考にする。ただし、教育職本給表については、社団法人国立大学協会が作成する各国立大学法人の給与表作成の参考となる資料などを参考にするものとする。
- ・ 諸手当及び業績手当(賞与)の改定に当たっては、社会一般の情勢並びに本学職員の勤務の実績、地域的な諸条件及び財務状況等を考慮して行うものとする。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

- ・ 人件費の範囲内で、職員の勤務成績に応じて、昇給又は昇格若しくは勤勉手当に反映させるものとする。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
基本給:本給	昇給: 毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、2号俸から8号俸までの範囲内で昇給させることができる。
	昇格: 職員の勤務成績が優秀である場合には、その者が従事する職務に応じ、1級上位の級に昇格させることができる。
賞与:勤勉手当(査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6月以内の期間における勤務成績に応じて決定された成績率により支給することができる。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

4月改正

- ① 看護師及び助産師の初任給について、大学卒(准看護師の業務に3年以上従事したもの)の初任給を、2級15号俸に修正する改正
- ② 管理又は監督の地位にある職を占める職員に支給する管理職手当について、適用区分等を見直す改正
 - ・ 一般職員のうち、高度専門職を課長級(グループリーダー・室長等と同等)の職階に変更したことに伴い、教員以外の職員のIV種に、高度専門職を追加
 - ・ 医療職員のうち、技師長の職名の廃止に伴い、教員以外の職員のV種にある病院診療放射線技師長及び病院臨床検査技師長を削除
- ③ 本学の役職への手当額との均衡等を考慮し、職務付加手当額等を見直す改正
 - ・ 附属学校における主幹 月額7,000円→月額10,000円
- ④ 人事交流者の地域手当異動保障の期間について、特別の事情により学長が認めた場合は、必要と認められる期間まで延長することができるように見直す改正
- ⑤ 義務教育等教員特別手当を廃止し、公立諸学校にはない附属学校教員特有の業務負担に対する手当として附属学校教員特別手当を新設する改正
 - ・ 本給表に掲げる本給月額(差額は含まない。)に3.5%を乗じて得た額(千円未満切捨て)を支給

- ⑥ 特殊勤務手当に関し、病院において診療に従事する大学教員又は看護職員が、広島県ドクターヘリの事業によるヘリコプターに搭乗して救命救急措置等を行うことに対する手当としてドクターヘリ搭乗手当を新設する改正
 - ・ 1回当たり 5,000円
- ⑦ 管理職員(管理職手当の支給を受ける職員)の休日における緊急業務等に対する手当として、国家公務員の給与制度を参考に管理職員特別勤務手当を新設する改正
 - ・ 勤務1回につき、管理職手当の適用区分及び実労働時間の区分に応じて6,000～18,000円を支給
- ⑧ 期末・勤勉手当の役職段階別加算割合に関し、役職名に応じた加算割合となるよう見直す改正
- ⑨ 若年・中堅層の号俸調整
 - ・ 平成23年4月1日現在において満43歳未満の職員(同日において、その職務の級における最高号俸を受ける職員及び指定職本給表の適用を受ける職員を除く。)のうち、平成22年1月1日に昇給した職員で昇給抑制を受けたもの(権衡職員を含む。)について、平成23年4月1日付けで、1号俸上位の号俸に調整

10月改正

国家公務員の病気休暇制度を参考に、次のとおり改正

- ・ 結核性疾患による病気休暇等について、本給の半減までの期間を1年とする特例を廃止
- ・ 病気休暇等の開始の日から「引き続き勤務しない期間」の期間計算の取扱いを、改正された病気休暇制度の取扱いに合わせる改正

3月改正

診療業務における貢献が著しい職員の処遇改善を図るとともに、モチベーションの維持に資するため、医師及び歯科医師等に対し、一時金として診療貢献手当(職及び従事する診療の区分等に応じて、30,000～300,000円)を支給した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
			千円	千円	千円	千円
常勤職員	2,838	43.8	7,009	5,257	106	1,752
事務・技術	585	41.7	5,489	4,158	168	1,331
教育職種 (大学教員)	1,406	48.6	8,687	6,471	109	2,216
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	534	34.1	4,676	3,553	38	1,123
技能・労務職種	2					
海事職種	7	45.6	6,537	4,879	0	1,658
海技職種	4	41.5	5,228	3,919	0	1,309
教育職種 (附属高校教員)	96	45.0	7,023	5,315	84	1,708
教育職種 (附属義務教育学校教員)	86	42.5	6,808	5,172	115	1,636
医療職種 (病院医療技術職員)	115	41.6	5,376	4,054	85	1,322
その他医療職種 (医療技術職員)	1					
その他医療職種 (看護師)	2					

再任用職員	1					
教育職種 (附属高校教員)	1					

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	579	39.0	4,421	3,791	62	630
事務・技術	171	42.7	3,520	2,706	137	814
教育職種 (大学教員)	66	40.7	7,768	6,063	27	1,705
医療職種 (病院医師)	40	35.0	4,177	3,687	0	490
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	53	45.3	3,075	2,418	92	657
医療職種 (病院医療技術職員)	63	30.6	3,838	2,919	89	919
その他医療職種 (看護師)	1					
その他教育職種 (大学教員)	140	39.5	5,444	5,444	0	0
その他医療職種 (病院医師)	45	27.8	2,400	2,400	0	0

非常勤職員(年俸制)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	35.5	6,900	6,900	0	0
その他教育職種 (大学教員)	4	35.5	6,900	6,900	0	0

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 「技能・労務職種」とは、自動車運転手、調理師、調理員、用務員及び医療補助員の業務を行う職種を示す。

注3: 「海事職種」とは、船舶等の船長、機関長、通信長、航海士及び機関士の業務を行う職種を示す。

注4: 「海技職種」とは、船舶等の甲板長、甲板員、機関員及び司厨員の業務を行う職種を示す。

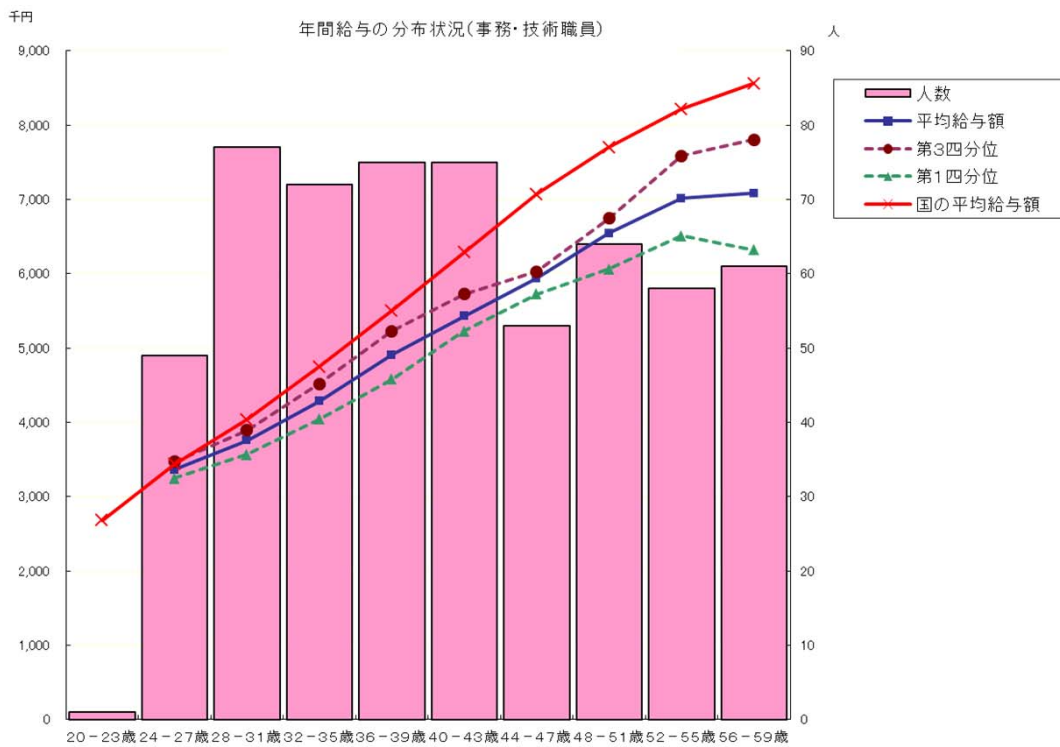
注5: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注6: 在外職員、任期付職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注7: 再任用職員については、「教育職種(附属高校教員)」以外は該当者がいないため、欄を省略した。

注8: 常勤職員の「技能・労務職種」、「その他医療職種(医療技術職員)」、「その他医療職種(看護師)」、再任用職員、非常勤職員の「その他医療職種(看護師)」は該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



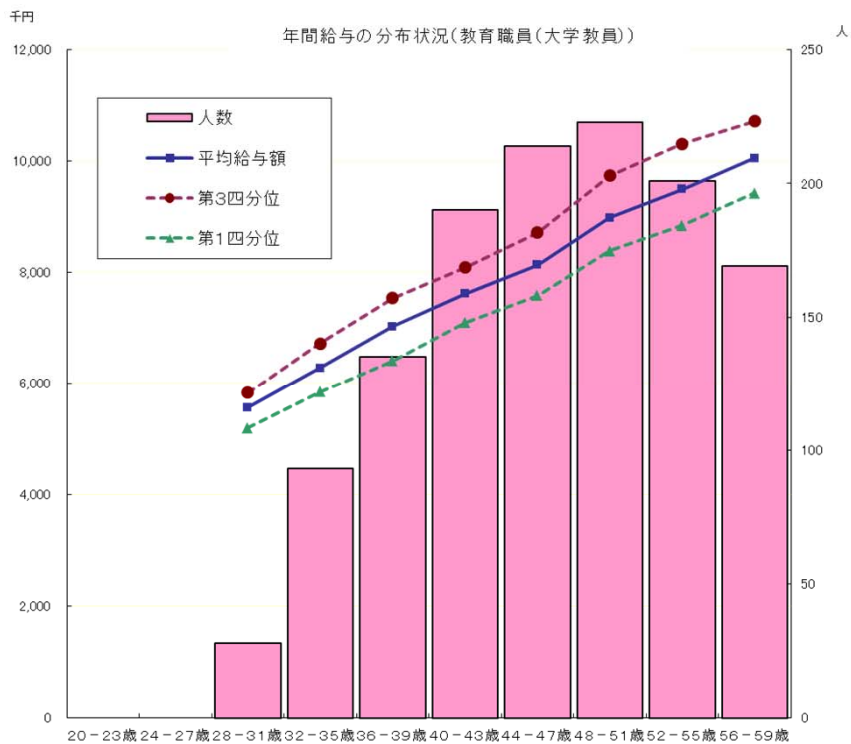
注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年齢20-23歳の年齢層については、該当者が1名のため「平均給与額」、「第1四分位」及び「第3四分位」の折れ線は表示していない。

(事務・技術職員)

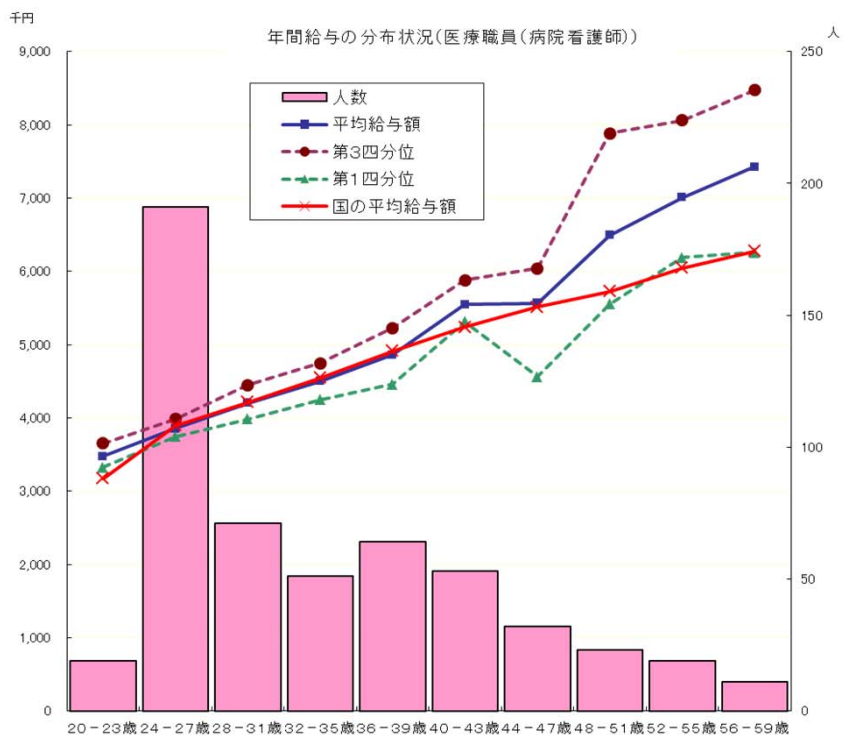
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1四分位	千円		千円	第3四分位
副理事	8	57.0	8,687	9,518	9,714		
グループリーダー	50	54.2	7,550	7,718	8,018		
専門員	45	52.6	6,471	6,697	6,943		
主査	223	45.9	5,351	5,778	6,222		
主任	104	38.8	4,277	4,727	5,113		
グループ員	155	29.6	3,419	3,673	3,884		

注:代表的職位として掲げた副理事は部長相当、グループリーダーは課長相当、専門員は課長補佐相当、主査は係長相当、グループ員は係員相当である。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
教授	568	55.1	9,525	10,142	10,646		
准教授	412	46.2	7,637	8,137	8,601		
講師	106	45.3	7,098	7,886	8,617		
助教	313	41.0	6,044	6,617	7,159		
助手	7	43.5	4,804	5,910	6,606		



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1四分位	第3四分位
看護部長	1	-	-	-
主任看護師長	7	51.1	8,271	8,433
看護師長	29	49.3	7,481	7,941
副看護師長	78	40.8	4,790	6,003
看護師	419	31.4	3,809	4,476

注1: 代表的職位として掲げた主任看護師長は副看護部長相当である。

注2: 看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」、「平均給与額」、「第1四分位」及び「第3四分位」の額については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		グループ員	グループ員	主査主任	専門員主査	グループリーダー 専門員
人員 (割合)	585	45 (7.7%)	110 (18.8%)	275 (47.0%)	80 (13.7%)	47 (8.0%)
年齢(最高～最低)		41～23	40～27	59～33	59～43	59～41
所定内給与年額(最高～最低)		千円 2,778～2,170	千円 3,491～2,449	千円 4,820～2,813	千円 5,424～4,297	千円 6,346～4,635
年間給与額(最高～最低)		千円 3,606～2,872	千円 4,517～3,253	千円 6,444～3,766	千円 7,195～5,781	千円 8,362～6,336

区分	6級	7級	8級	9級
標準的な職位	グループリーダー	副理事	副理事	学長が特に必要と認める職
人員 (割合)	20 (3.4%)	8 (1.4%)	該当者なし ()	該当者なし ()
年齢(最高～最低)	59～47	59～49	～	～
所定内給与年額(最高～最低)	千円 6,293～5,559	千円 8,642～6,333	～	～
年間給与額(最高～最低)	千円 8,324～7,401	千円 11,563～8,477	～	～

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		学長が特に必要と認める職	助教助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	1,406	該当者なし ()	320 (22.8%)	106 (7.5%)	412 (29.3%)	568 (40.4%)
年齢(最高～最低)		～	63～28	63～29	63～31	63～39
所定内給与年額(最高～最低)		千円 ～	千円 6,716～3,366	千円 7,212～4,268	千円 8,166～4,326	千円 9,572～5,812
年間給与額(最高～最低)		千円 ～	千円 8,438～4,396	千円 9,770～5,703	千円 10,848～5,839	千円 13,079～7,847

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	主任看護師長	主任看護師長	学長が特に必要と認める職
人員 (割合)	534	該当者なし ()	419 (78.5%)	78 (14.6%)	29 (5.4%)	7 (1.3%)	1 (0.2%)	該当者なし ()
年齢(最高～最低)		～	58～22	59～30	59～39	58～42	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		千円 ～	千円 4,913～2,405	千円 5,024～3,107	千円 6,453～4,078	千円 6,364～5,522	千円 ～	千円 ～
年間給与額(最高～最低)		千円 ～	千円 6,562～3,181	千円 6,941～4,216	千円 8,475～5,578	千円 8,550～7,352	千円 ～	千円 ～

注:6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 62.4	% 65.3	% 63.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.6	% 34.7	% 36.1
	最高～最低	% 52.4～32.7	% 48.5～30.2	% 50.1～31.4
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 67.0	% 65.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.6	% 33.0	% 34.3
	最高～最低	% 41.8～31.9	% 39.0～29.5	% 38.5～30.6

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 61.5	% 64.2	% 62.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.5	% 35.8	% 37.1
	最高～最低	% 49.4～30.0	% 49.0～30.9	% 47.5～30.5
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 67.0	% 65.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.6	% 33.0	% 34.3
	最高～最低	% 49.4～32.7	% 46.0～25.9	% 47.6～29.9

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 59.2	% 62.1	% 60.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 40.8	% 37.9	% 39.3
	最高～最低	% 52.4～35.0	% 49.0～34.2	% 50.7～35.2
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.8	% 66.4	% 65.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.2	% 33.6	% 34.8
	最高～最低	% 41.8～33.0	% 39.0～29.1	% 40.4～31.7

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))
 対他の国立大学法人等

87.1
99.3

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

99.8

(医療職員(病院看護師))

对国家公務員(医療職(三))
 対他の国立大学法人等

102.4
102.5

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	对国家公務員 87.1	
	参考	地域勘案 93.4 学歴勘案 86.2 地域・学歴勘案 93.1
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え、引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 42.0% (国からの財政支出額 29,521百万円、支出予算の総額 70,364百万円：平成23年度予算) 【検証結果】 国からの財政支出額は100億円以上であるが、本学の予算の総額に占める割合は42.0%であり、また、累積欠損は生じていないことから、適切な水準を維持していると思われる。	
講ずる措置	今後も社会一般の情勢を判断する上で、国家公務員の給与改定を参考に水準を維持する必要があると思われる。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	对国家公務員 102.4	
	参考	地域勘案 96.4 学歴勘案 100.2 地域・学歴勘案 97.2
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	国の医療職俸給表(三)適用者に対して1級の割合が低いこと(国12.1%、本学0%)、国の医療職俸給表(三)適用者の55.3%が地域手当の非支給地の在勤者であることが主要因と考える。 (国の数値は人事院「平成23年国家公務員給与等実態調査」より) 【主務大臣の検証結果】 地域差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え、引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 42.0% (国からの財政支出額 29,521百万円、支出予算の総額 70,364百万円：平成23年度予算) 【検証結果】 国からの財政支出額は100億円以上であるが、本学の予算の総額に占める割合は42.0%であり、また、累積欠損は生じていないことから、適切な水準を維持していると思われる。	
講ずる措置	今後も社会一般の情勢を判断する上で、国家公務員の給与改定を参考に水準を維持する必要があると思われる。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

97.1

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

III 総人件費について

区 分	当年度	前年度	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	(平成23年度)	(平成22年度)	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	22,085,926	21,921,054	164,872	(0.8)	164,872	(0.8)
退職手当支給額 (B)	2,484,780	1,172,547	1,312,233	(111.9)	1,312,233	(111.9)
非常勤役職員等給与 (C)	9,997,712	9,024,870	972,842	(10.8)	972,842	(10.8)
福利厚生費 (D)	3,968,475	3,638,951	329,524	(9.1)	329,524	(9.1)
最広義人件費 (A+B+C+D)	38,536,893	35,757,422	2,779,471	(7.8)	2,779,471	(7.8)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

1. 前年度(平成22年度)との比較について

① 「給与、報酬等支給総額」の増額理由

以下のことなどから増額となった。

- ・大学教員の定年延長の導入により、前年度に比べて助教の数は減少したものの、教授の数が増加したため
- ・東日本大震災派遣に係る時間外勤務手当等の費用が発生したため
- ・若年中堅層の号俸調整を行い、約半数の職員が1号俸上位となったため
- ・一定数の教授に対し、期末・勤勉手当に係る20%の役職段階別加算(通常は15%)を適用したため

② 「最広義人件費」の増額理由

1) 退職手当支給額

大学教員の定年延長の導入により、前年度一時的に減少していた定年退職者数が、例年並みに戻ったため、増額となったもの。

2) 非常勤役職員等給与

外部資金、病院診療収入などの運営費交付金以外の経費により雇用される職員及び特任教員(その他教育職種(大学教員))などが増えたため、増額となったもの。

3) 福利厚生費

法定福利費に係る保険料率の引き上げに伴う事業主負担の増加及び適用職員の増加により、増額となったもの。

2. 人件費削減の取組状況について

① 中期目標における取組

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

② 中期計画における取組

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間に於いて、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

③ 上記①及び②の進捗状況

【主務大臣の検証結果】

平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	24,993,046	23,555,024	23,432,000	22,943,364	22,614,274	21,921,054	22,085,926
人件費削減率 (%)		△5.8	△6.2	△8.2	△9.5	△12.3	△11.6
人件費削減率(補正值) (%)		△5.8	△6.9	△8.9	△7.8	△9.1	△8.2

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による

人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%、▲0.23%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

注3:(上記)平成23年度の人件費削減率(補正值)では▲8.2%という数値であるが、人勤部分の補正を考慮しない場合(実態ベース)では、▲8.4%という数値となる。

IV 法人が必要と認める事項

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連する措置について、役員については平成24年5月から実施。職員については平成24年7月から実施。